

令和5年12月28日

土木部 監理課
建設業振興グループ
担当：宮前
内線：5020
外線：076-225-1712

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	北造園株式会社	代表者氏名	北 圭子
主たる営業所の所在地	石川県金沢市二日市町ヌ155		
許可番号	石川県知事 (特-3) 第7687号	許可を受けている建設業の種類	土／と／塗／園

2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年12月28日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(第1項第2号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの			
2 期 間 令和6年1月12日から令和6年2月10日までの30日間			
処分の原因となった事実	経営事項審査の虚偽申請		
北造園株式会社は、令和4年5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、完成工事高を水増しした虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。 このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			